大阪府運動部活動の在り方に関する方針

平成30年９月

大阪府教育委員会

２－３

本方針策定の趣旨等

○　学校教育の一環として行われる運動部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

　　　・　スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

　　　・　体力の向上や健康の増進につながる。

　　　・　自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

　　　・　自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

　　　・　互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

○　このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

○　しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の１つになっている。

○　このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年３月）」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。

○　本方針は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校後期課程、支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

・　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと

・　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

２－４

１ 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ア　市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者（以下「学校の設置者」という。）は、スポーツ庁のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ　校長（府立学校にあっては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者がアで定める「設置する学校に係る運動部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

ウ　部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

　　エ　学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

　　ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ　学校の設置者及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。なお、府立学校の校長は、これらに加え「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年３月）」も踏まえるものとする。

２ 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

　ア　校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポ―ツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設

２－５

置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

　　ウ　近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

３ 適切な休養日及び活動時間の設定

ア　部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

【中学校】

　　　○　休養日の設定は以下の通りとする。

・学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

２－６

【高等学校】

○　休養日の設定は以下の通りとする。

・週当たり平日は少なくとも１日、週末のうち少なくとも１日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、ノークラブデーによる週１日以上の休養日と学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。

・週末の休養日は原則として月当たり２日以上となるよう設定する。

○　１日の活動時間は、平日では２時間程度、学校の休業日は４時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○　学校の休業日に練習試合等で４時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

○　長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

　イ　学校の設置者は、１（１）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ　なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ　休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

２－７